

## 第298回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月18日(金) 13:57~15:02
- 2 開催場所 松山市二番町4丁目6番地2  
愛媛県水産会館6階大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 田中武繁 高橋啓一  
林喜代行 藤田一也 平井義則 武田晃一 中矢宏明  
福島大朝 立花弘樹 高木基裕 竹ノ内徳人 中山達也  
(計15名)
  - (2) 県 農林水産部水産局水産課 若下水産課長 (事務局長)  
谷川主幹 (事務局次長)  
田村資源管理担当係長  
宇野漁業調整係長  
東予地方局水産課 薬師寺課長  
東予地方局今治支局水産課 木原課長  
南予地方局水産課 梶田課長  
南予地方局八幡浜支局水産課 渡邊課長  
南予地方局愛南水産課 中島課長  
(計9名)
  - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記  
(計3名)
  - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項
  - (1) 愛媛県資源管理方針の変更について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申
  - (2) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり設定して差し支えない旨答申
  - (3) くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について  
【結果】諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申
  - (4) 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(諮問)

- 【結果】 諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申  
(5) うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について (諮問)  
【結果】 諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申  
(6) 新規の許可等に係る公示について (諮問)  
【結果】 諮問内容のとおり公示して差し支えない旨答申  
(7) 令和3年度の新規の許可等に係る公示の変更について (諮問)  
【結果】 諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申

## 5 報告事項

- (1) くろまぐろ (小型魚) に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について  
(2) 継続審議事項について

## 6 その他

## 7 議事の内容

### 1 開会

逢阪書記 定刻より若干早いですが、全員お揃いですので、ただ今より第298回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員定数15名に対しまして委員全員が出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを報告します。

会議に入ります前に、ここで配付資料を確認させていただきます。資料は、1枚ものの会議次第と、愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料8、1枚ものの正誤表でございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長にお願いします。

### 2 会長挨拶

佐々木会長 それでは開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様には、何かとお忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃より、当委員会の運営に、何かと御力添えをいただいておりますことを、改めて御礼申し上げます。

さて、本日は、事前に御案内申し上げましたとおり、付議事項が愛媛県資源管理方針の変更についてほか6議題、また、報告事項が2題となっておりますが、どうか慎重な御審議のうえ、適切な御決定を賜わりますようお願い申しあげまして、誠に簡単では

ございますが、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願  
いたします。

### **3 議事録署名人選出**

佐々木会長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、林委員さんと武田委員さんの御兩名をお願いいたします。

### **4 (1) 第1号議案(愛媛県資源管理方針の変更について(諮問))**

佐々木議長 これより議事に入ります。第1号議案、愛媛県資源管理方針の変更についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

( 諮問文朗読 )

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

田村担当係長 ( 資料に基づき説明 )

宇野係長 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見を伺います。何か御意見ございませんか。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第1号議案、愛媛県資源管理方針の変更については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することとし、水産庁から指摘のあった軽微な修正等につきましては、県に一任すること、また今後、くろまぐろ大型魚の知事管理漁獲可能量を方針に基づき変更する場合は、その内容を本委員会に報告することで御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 異議がないようですので、そのように決定を致します。

### **4 (2) 第2号議案(まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の設定について(諮問))**

佐々木議長 続きまして、第2号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関

する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

逢阪書記　それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（諮問文朗読）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長　（資料に基づき説明）

佐々木議長　説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。何か御意見ございませんか。

委員一同　（意見なし）

佐々木議長　御意見もないようですので、お諮りします。第2号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同　（異議なし）

佐々木議長　異議がないようですので、そのように決定を致します。

#### **4（3）第3号議案（くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について（諮問）**

佐々木議長　続きまして、第3号議案、くろまぐろ大型魚に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

逢阪書記　それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（諮問文朗読）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長　（資料に基づき説明）

佐々木議長　説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。何か御意見ありませんか。

委員一同　（異議なし）

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第3号議案、くろまぐろ大型魚に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 異議がないようですので、そのように決定を致します。

#### 4 (4) 第4号議案(知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(諮問))

佐々木議長 続きまして第4号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料4の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

( 諮問文朗読 )

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

平井委員 すみません、1点聞きたいんですが、3ページの違反者の対応について、漁獲成績報告書の提出を相当の期間怠っている者となっているんですが、この相当というのが曖昧で、どれぐらいをシミュレーションしているのか。例えば1年以上とか2年以上とか3年以上とか半年とか、これではなかなか個人によって解釈が異なるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

宇野係長 漁獲成績報告書については、提出の義務が課されたばかりで、漁業者の方々にはこれから徐々に完成形に近いものにしていただくということで、県の方からも指導をしている段階でして、具体的に何年という想定はしておりません。ただ今後、この制度が漁業者の方々に浸透し、制度上の運営が適切になされているようになった時に当委員会にお諮りして具体的にお決めできればと思っております。

平井委員 はい、分かりました。

佐々木議長 他には御意見ございませんか。

武田委員 ちょっと教えていただきたいんですが、違反者への対応のところで、許可の取り消しあるいは廃業した時、県から公示されるわけですか。

宇野係長 現在のところ公示をしないという方針を立てております。

武田委員 従前だと公示して起業認可につながるという、そういうやり方をしていた時期もあったじゃないですか。そういったことはなくなっただけですか。

宇野係長 現在想定している取り扱いでは、その枠は県の方でお預かりして公示せず、新しく許可を受けたい方がおられる場合は、廃業者の方が出た場合にその公示に基づいて申請するか、取り消しを受けた方でしたら3年経過した後に新規の要望を上げていただくということになると思います。

福島委員 ここでちょっと問題になるのは、共同漁業権の中での新規の取り扱いになると思うんですよ。廃業が出てきて、その地区に4ヶ統、5ヶ統の網があって、辞めるといって返還する。その時に、ホームページか何かで公示して、新規にやりたい人を募るといったことになるということなんじゃないですか。

宇野係長 この2議題後に、新規の公示について諮問させていただいてますが、今後の取り扱いとしてはあくまでも調整がついて要望があったもののみについて公示させていただければと考えております。

福島委員 その地区の漁協で話があって交付するというような理解でよろしいですか。

宇野係長 公示要望が出たものについてのみ公示をするという扱いにさせていただきます。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

中矢委員 うなぎの許可でちょっと1つお伺いしておきたいのが、漁業組合員であろうが、暴力団等についてのいわゆる証明をつけておりますが、その中で養鰻業者が直接すくいこさんをやる時に、そういう人たちには証明書の交付は考えていないんですか。

宇野係長 県の方で資格審査を行うようになっておりまして、その中にお

いて愛媛県警様とも協力させていただいて、許可を与える方もそうですが、従事者の方についてもそちらの審査をしっかりとさせていただくこととしております。

中矢委員　　もう1点、うなぎの許可の場合は漁業組合もしくは養鰻業者が漁業許可者になりますよね。

宇野係長　　現在の取り扱いでは、漁業協同組合または養鰻業者のみに営む者の資格を限定することは、水産庁から好ましくないという御指摘がありました。そこで、今回の取扱方針の変更においては、そこは営む者として、法人であれ個人であれ者として公示をします。しかしながら、次の議案の方にも出させていただいておりますが、許可の基準によりまして、従来から許可を受けている方に優先して許可をするような基準にさせていただければと思っております。

中矢委員　　理屈は分かっているんですが、実際運用している側として1番問題になってくるのが地元との協議です。トラブルを起こさないように地元との協議がなされているという文言が削除されてしまっているのが私にとっては非常に残念で、トラブルが起きたら愛媛県警の方で対処してもらおうということがちょっとよろしくないと私は思いますので、そこだけ申し添えておきます。

佐々木議長　　他には御意見ありませんか。

委員一同　　（意見なし）

佐々木議長　　御意見もないようですので、お諮りします。第4号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することとし、軽微な変更については県に一任することに御異議ございませんか。

委員一同　　（異議なし）

佐々木議長　　異議がないようですので、そのように決定を致します。

#### **4 (5) 第5号議案（うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱い方針の一部改正について（諮問））**

佐々木議長　　続きまして第5号議案、うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱い方針の一部改正についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

逢 阪 書 記　　それでは、資料5の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇 野 係 長　　（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長　　説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見を伺います。

内水面の関係もあるが、漁業の方では許可実績はあるんですか。操業している人は何人ぐらいいるのか。

宇 野 係 長　　全部で10件ほどありまして、うち内水面が5件ぐらいでしょうか。正確な数字ではなく申し訳ございません。あと残りが海面の許可になっております。

佐々木議長　　何か御意見はありませんか。

委員 一 同　　（ 意見なし ）

佐々木議長　　御意見もないようですので、お諮りします。第5号議案、うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することとし、軽微な変更については今の説明のとおり県に一任することに御異議ございませんか。

委員 一 同　　（ 異議なし ）

佐々木議長　　異議がないようですので、そのように決定を致します。

#### **4 （6）第6号議案（新規の許可等に係る公示について（諮問））**

佐々木議長　　続きまして第6号議案、新規の許可等に係る公示についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

逢 阪 書 記　　それでは、資料6の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇 野 係 長　　（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長　　説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を



伺います。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第6号議案、新規の許可等に係る公示については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 異議がないようですので、そのように決定を致します。

#### **4 (7) 第7号議案(令和3年度の新規の許可等に係る公示の変更について)**

##### **(諮問)**

佐々木議長 続きまして第7号議案、令和3年度の新規の許可等に係る公示の変更についてを議題といたします。事務局より説明願います。

逢阪書記 それでは、資料7の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。何か御意見ございませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第7号議案令和3年度の新規の許可等に係る公示の変更については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 異議がないようですので、そのように決定を致します。

#### **5 報告事項(1)くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について**

佐々木議長 以上で協議事項が終わりましたので、これより報告事項に移り

たいと思います。くろまぐろ小型魚に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

逢阪書記 資料8を御用意ください。内容の詳細につきましては、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 ただ今、水産課から報告がありました、くろまぐろ小型魚に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について、何か御質問ありましたらお願いいたします。

委員一同 (質問なし)

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、報告を了解していただきたいと思います。

## 5 報告事項(2) 継続審議事項について

佐々木議長 次に継続審議事項についての報告をお願いします。

宇野係長 継続審議事項について御報告します。平成27年8月21日開催の愛媛海区漁業調整委員会では、宇和海漁業協同組合協議会から提出された、いわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大及びふぐ浮き延なわ漁業の禁止解除の要望について、南予部会に審議を付託することが決定されました。

これを受け、南予部会では、愛媛県水産研究センター研究員や関係漁業者を招聘して意見を聴取する等、慎重に御審議いただいておりますが、いわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大については、拡大案に対する漁業種類間の意見が鋭く対立し、現在も調整が図れておりません。

一方、ふぐ浮き延なわ漁業の禁止解除については、ふぐ浮きはえ縄が資源に与える影響について検討することを目的とした試験操業を行うため、はえなわ漁業者の組織強化と反対漁業者との調整について関係団体に指示しておりましたが、現在も準備が整っていない状況にあります。

県としましては、地方局水産課とも連携しながら、関係者への働きかけを続けておりましたが、調整がつきませんでしたので、これらの事項につきましては、今期の愛媛海区漁業調整委員会において引き続き御審議いただきたく存じます。以上、報告を終わります。

佐々木議長 継続審議の事項についての報告が終わりました。何かこの件について御質問がございましたらお願いいたします。

福島委員 継続審査ということで、漁業者も年々いなくなつて廃業がどんどん出てきている中、色んな魚種での色んな問題もあろうと思いますが、前向きに少しずつでも、海の区域を3つに分けるとか、そういう色んな対処法もあったと思うので、また南予部会の時に一度お諮りしていただいて、はえ縄の方もそうですし、少しでも改善して行ってほしいなと思っております。

佐々木議長 他には御質問ありませんか。

委員一同 ( 質問なし )

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

## 6 その他

佐々木議長 以上で本日予定している議題は全て終了しましたが、その他何かございますか。

宇野係長 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針について一部記載誤りがございましたので、御報告いたします。知事許可漁業の許可等に関する取扱方針については、令和2年11月19日開催の当委員会に諮問し、全部改正したところですが、別表1の2に規定する小型機船底びき網漁業の禁止区域について、愛媛県漁業調整規則の改正にあわせて5馬力漁船の解除区域を削除したところ、正誤表のとおり誤りがありましたので、訂正いたしましたことを御報告しますとともに、不手際をお詫び申し上げます。なお、当誤りによる許可証の誤記載はございませんので、申し添えます。

佐々木議長 ありがとうございます。正誤表については説明のとおり皆様方御承知をお願いいたします。

佐々木議長 それでは、全ての事項が終了しましたので、以上をもちまして本日の委員会を閉会致します。皆さん、御協力ありがとうございました。

15時02分 閉会